

事務連絡
令和4年8月18日

各部局研究協力担当係 御中

研究資金戦略課

競争的研究費におけるエフォート管理の徹底について

令和3年度決算会計実地検査において、以下の講評がありました。

【概要】（委託研究費に係る人件費の算定について）

国立研究開発法人科学技術振興機構等との間で契約を締結して実施する委託研究について、当該委託研究費により雇用した研究者が実施する科研費の研究活動をエフォート率の算定に含めずに、人件費を算出していることが確認された。

科研費による研究活動については、研究者が所属する研究機関の業務として研究を行わせることから、科研費の研究活動をエフォート率に含めずに人件費を算出している事態には疑義がある。

本件について持ち帰り検討するので、今後追加での質問、資料提出をお願いする可能性があるので協力をお願いしたい。

本学においては、委託研究費により雇用した研究者が、科研費の研究活動を実施しながら、労働条件通知書や e-Rad 上のエフォートを変更していなかった理由のほとんどが、エフォートに対する認識不足や、エフォート修正に係る手続きの失念により生じています。

つきましては、人事担当部署とも連携を図り研究者に周知するとともに、「エフォート管理の運用統一について」を踏まえ、資金配分機関のルールを遵守し、競争的研究費におけるエフォート管理の徹底をお願いいたします。

（【別添1】エフォート管理の運用統一について）

具体的には、エフォートは研究者の全仕事時間 100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%）になりますので、年度途中で新たな競争的研究費の獲得等によりエフォートに変更が生じた場合、その都度、エフォートの修正が必要です。

改めて、以下の手続きの確認をお願いいたします。

（部局内での主な手続き）

- ・ 研究代表者から部局へ、雇用した研究者の「エフォート申告書」
- ・ 部局から資金配分機関へ、雇用した研究者の「エフォート証明書」
- ・ 研究代表者から部局へ、必要に応じ部局から資金配分機関へ、雇用した研究者の「従事状況報告書」
- ・ 研究代表者から部局へ、雇用した研究者の「エフォート報告書」

なお、委託研究費により雇用した若手研究者が実施する競争的研究費の研究については、要件を満たしていれば当該委託研究費に従事するエフォートの一部を、若手研究者の自発的な研究活動に充当することが可能です。

【別添 2-1】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の取扱いについて（通知）

【別添 2-2】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等における科研費応募資格の取扱いについて

また、特定有期雇用教職員等、委託研究費により雇用した研究者が科研費に応募する際には、あらかじめ、必要な書類を部局長に提出し、応募資格の承認を受ける必要があります。

【別添 3】科学研究費補助金の応募資格に関する内規

会計検査院による上記の疑義は、本学のみならず実地検査を受けた他大学や他機関においても同様の指摘がなされていますが、本学においては、エフォート管理について、今後の内部監査等において、事後的にフォローアップする予定としておりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

研究資金戦略課

（科研費担当）内線：20553,22353,22354

kakenhi.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

（委託費担当）内線：21056,21057,22465,21973

kenshi.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

エフォート管理の運用統一について

令和2年3月31日

令和2年10月2日改正

資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ

1. 趣旨

政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮するためには、資金配分に当たって研究費の不合理な重複や過度の集中の排除を徹底することが重要であり、研究時間に比して過大な研究費が配分されないためにも、研究機関における適切なエフォート管理が重要である。また、エフォートによる管理は、個々の研究者が業務ごとに従事する割合が明確になることで、研究者のそれぞれの業務の業績を適正に評価できるとともに、労働形態等に応じて効率的な勤務管理が可能となる。

一方、各資金配分機関から求められるエフォート管理に係る手続や提出書類が異なることで、研究者及び研究機関に事務負担が生じている。このため、統合イノベーション戦略2019（令和元年6月21日閣議決定）においても、「資金配分機関ごとに異なるエフォートの管理の共通化を図る」ことが示されたところである。

このような状況を踏まえ、資金配分機関が所管する競争的研究費の各制度においてエフォートの申告、状況確認、報告（以下、「エフォートの申告等」とする。）に係る標準的な手続を設定するとともに、研究機関が保管・提出すべき書類を統一することにより、エフォート管理に関する手続の簡素化及び合理化を実現し、エフォート管理の拡大を推進する。

2. 対象制度

国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の5法人（以下、資金配分機関という。）が所管する競争的研究費の各制度とする。

3. エフォートの定義

エフォートとは、研究者の全仕事時間100%に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合（%）をいう。

なお、エフォートの考え方は、以下のとおりとする。

エフォート（プロジェクト従事率（年間））

＝ 当該プロジェクト従事時間 ÷ 年間の全仕事時間（※）

（※）裁量労働制が適用されている場合は、みなし労働時間とする。

4. エフォートの申告等を求める対象者

原則として、2. の各事業の直接経費から人件費を支出する全ての研究者とする。

ただし、各資金配分機関において、対象者の条件を設定することを可能とし、資金配分機関に対してエフォートの申告等を求める者を限定するなど手続の簡素化を行うことを妨げない。

5. 実施方法

本申し合わせに基づくエフォートの申告等に係る実施方法については、原則以下のとおりとする。

(1) 事務処理要領等の記載

資金配分機関が定める事務処理要領等において、当該研究活動に従事するエフォートに応じて人件費を計上することが可能である旨を明記する。

(2) エフォートの決定方法

エフォートは、5%から100%までの5%刻みの20段階で設定することを可能とする。

(3) エフォートの申告等に関する手続

エフォートの申告等に関する標準的な手続は、別添の「申告等に係る手続」のとおりとする。

6. 証拠書類

研究機関がエフォート管理に伴い必要となる証拠書類は、以下のとおりとし、資金配分機関は、原則、本証拠書類以外の提出を求めないこととする。

研究機関においては、以下に記載する書類を適切に保管し、資金配分機関からの求めに応じ提出することとする。

エフォートの申告等に係る証拠書類は、5.(3)の別添「申告等に係る手続き」に記載されるエフォート証明書、エフォート申告書、従事状況報告、エフォート報告書とする。ただし、研究機関独自の様式で適切な管理を行っている場合は、それに替えることを可能とする。

7. フォローアップ

内閣府は、各府省の進捗状況を把握し、未対応の制度については、フォローアップしていく。

8. その他

(1) 研究機関は、申告したエフォートに相当する分は、研究者が当該研究を確実に実施できるよう機関内の業務を効率化する等の工夫を行うことにより、エフォートに応じた研究時間の確保に努めることとする。

(2) 資金配分機関においては、適正な執行を確保するため、当該エフォート

管理の実施状況に疑義が生じた場合やその他必要な場合は、当該エフォート管理の状況報告を求めるとともに、証拠書類の記載が適切でなかった等、適切に管理されていないことが確認された場合には、研究機関に対して、当該エフォート管理の是正を求めるとことや人件費等に充当した額の一部又は、全部を返還させることとする。なお、その確認にあたっては、必要に応じて、本証拠書類以外に研究者等の雇用にあたり研究機関において通常整備される書類の提出を求める場合がある。

- (3) 本方針に基づき、明確にすべき事項が生じた場合は、必要に応じ FAQ を作成する等に対応することとする。

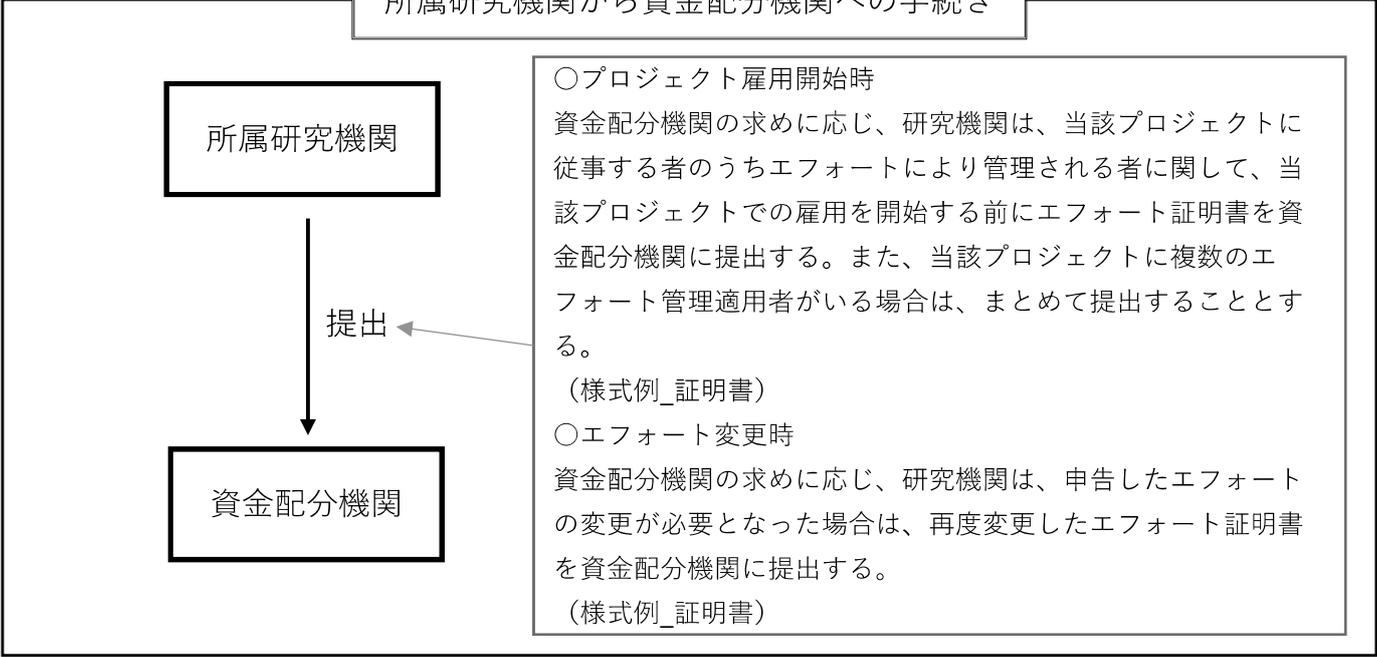
9. 適用開始日

本方針は、令和2年4月以降公募を開始するものから順次適用するものとする。

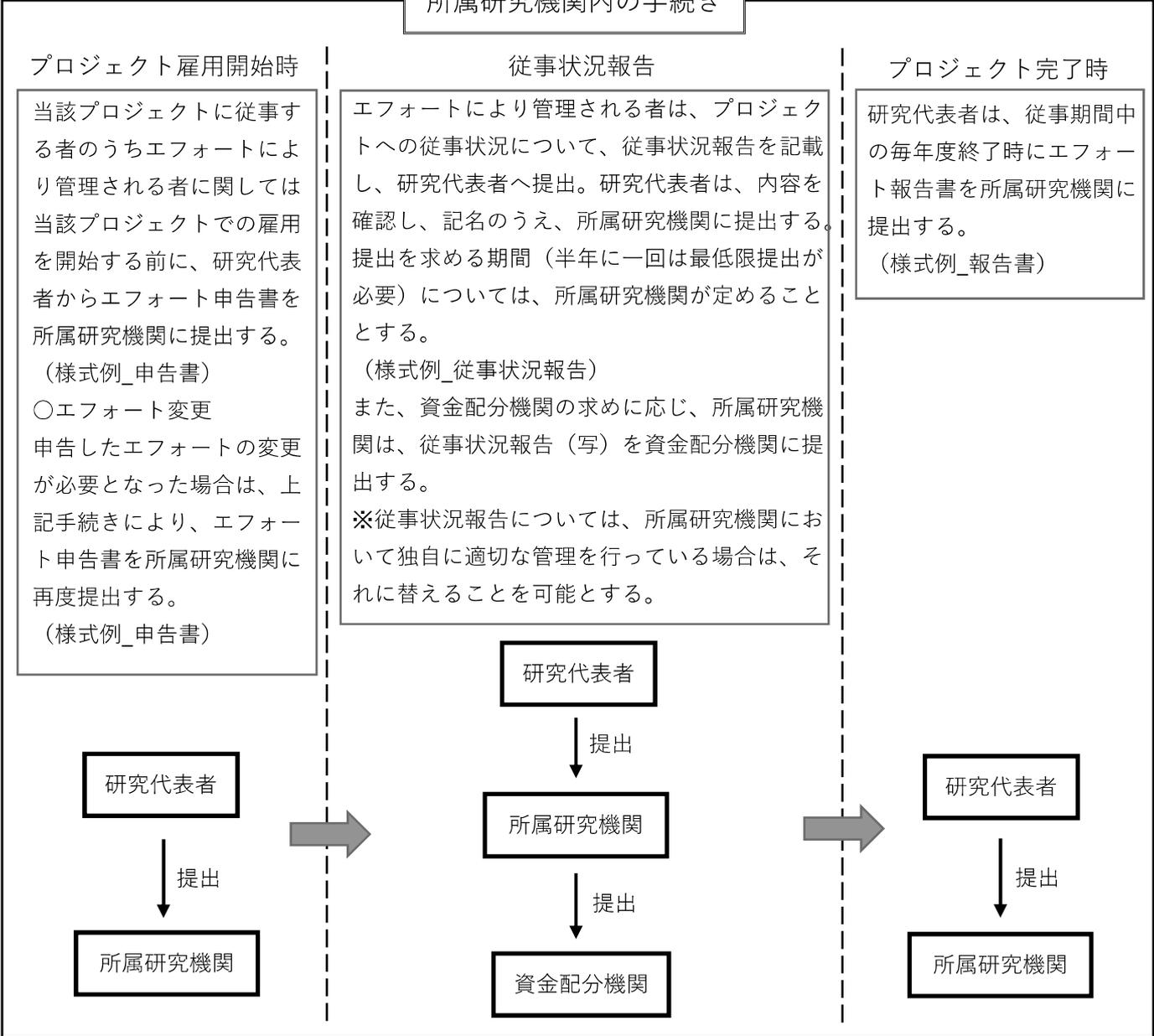
以上

申告等に係る手続き

所属研究機関から資金配分機関への手続き

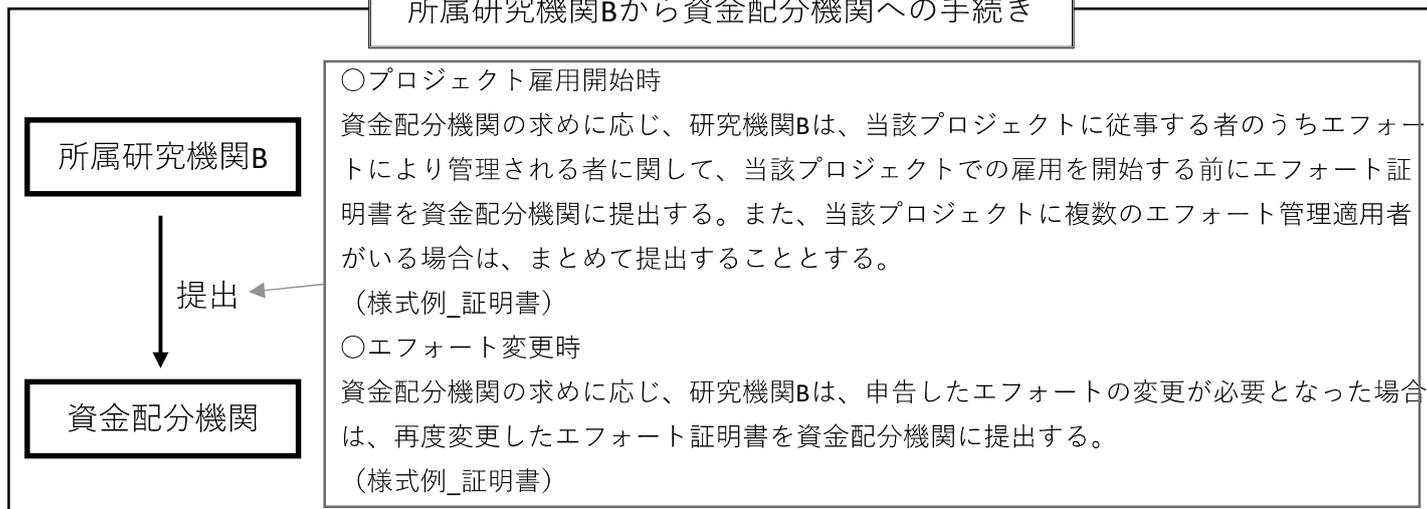


所属研究機関内の手続き

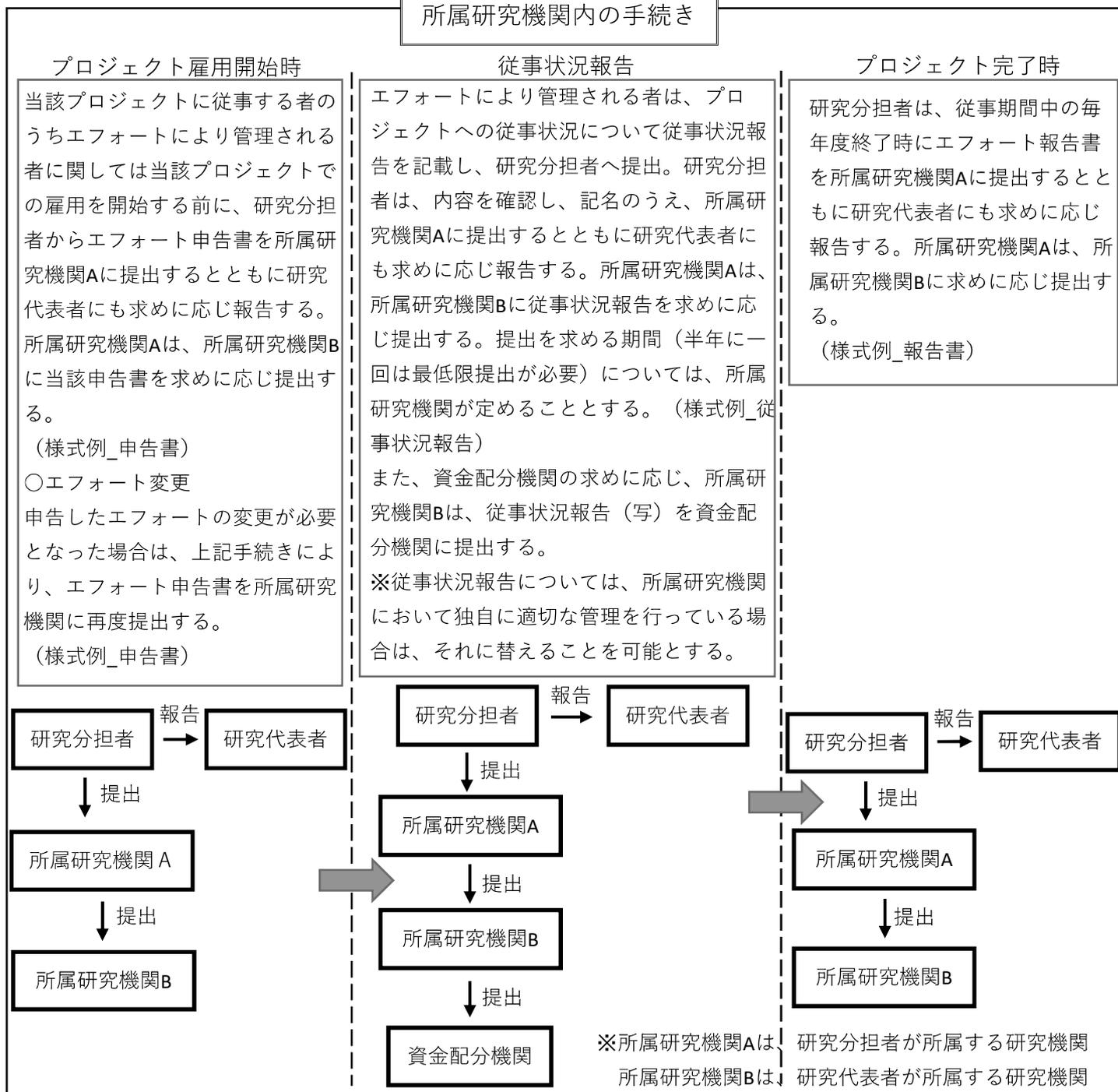


申告等に係る手続き

所属研究機関Bから資金配分機関への手続き



所属研究機関内の手続き



エフォート証明書

〇〇機関

〇〇機関長 殿

契 約 番 号	〇〇〇〇〇
事 業 名	〇〇〇〇〇
事 業 期 間	2019/4/1～2020/2/28

研究員氏名	雇用契約の形態	当該事業 エフォート (%)	当該事業以外 のエフォート (%)	従事期間	備 考
〇〇 〇〇	年俸制 (裁量労働)	40	他業務：30 自社業務：10 〇〇業務：20	2019/4/1 ～ 2020/2/28	
〇〇 〇〇	年俸制 (裁量労働以外)	70	他業務：20 自社業務：10	2019/4/1 ～ 2019/9/30	
〇〇 〇〇	日給制	100	無し	2019/4/1 ～ 2020/2/28	

2019年4月1日

上記の者が、上記エフォートにて従事させることについて申告致します。また、本人に当該事業従事率にて従事することとなる旨、書面により通知します。

住 所 〇〇〇

名 称 所属研究機関名

申告者 人事部長 〇〇 〇〇

※提出先、提出者については、資金配分機関で定める

エフォート申告書

所属研究機関 殿

契 約 番 号	〇〇〇〇〇		
事 業 名	〇〇〇〇〇		
事 業 期 間	2019/4/1~2020/2/28		
業 務 従 事 者	所属	〇〇研究科	職名 研究員
	氏名	〇〇 〇〇	雇用形態 年俸制 (裁量労働)

上記の業務従事者は、複数の業務に従事するものであり、その従事状況は以下の通りであることを申告致します。また、業務従事者本人に対し、人事責任者を通じ、下記エフォートにより従事することを通知致します。

事 業 名	エ フ ォ ー ト (%)	従 事 期 間	備 考
当該事業名	80	2019/4/1~2020/2/28	
当該以外事業名	20	同上	

※上記エフォートは、雇用契約に定める全従事時間に占める各業務の割合を記載

2019年4月1日

研究代表者 (又は研究分担者) 所 属 : _____
 役 職 : _____
 氏 名 : _____

※提出先、提出者については、研究機関で定める

様式例_従事状況報告

(エフォート管理される者 (PI 等の承認) →所属研究機関、必要に応じ FA へ写しを提出)

従事状況報告

(○～○月分)

※報告の範囲については、研究機関により適宜決定する

所属研究機関 殿

(写) 資金配分機関 殿

契 約 番 号	○○○○			
事 業 名	○○○○			
事 業 期 間	2019/4/1～2020/2/28			
業 務 従 事 者	所 属	○○研究科	職 名	研究員
	氏 名	○○ ○○	雇 用 形 態	年俸制 (裁量労働)

上記の者の従事状況は以下の通りであったことを報告致します。

○従事内容等 (各業務の従事内容・進捗状況について記載する)

上記の者の従事状況は以上の通りであったことを報告致します。

2019年9月1日

研究代表者 (又は研究分担者) 所 属 : _____
役 職 : _____
氏 名 : _____

※提出先、提出者については、研究機関で定める

エフォート報告書

所属研究機関 殿

契 約 番 号	〇〇〇〇			
事 業 名	〇〇〇〇			
事 業 期 間	2019/4/1～2020/2/28			
業 務 従 事 者	所 属	〇〇研究科	職 名	研究員
	氏 名	〇〇 〇〇	雇 用 形 態	年俸制 (裁量労働)

上記の従事状況は以下の通りであったことを報告致します。

事 業 名	エ フ ォ ー ト (%)	従 事 期 間	備 考
当該事業名	80	2019/4/1～2020/2/28	
当該以外事業名	20	同上	

※上記エフォートは雇用契約に定める全従事時間に占める各業務の割合を記載

2020年3月1日

研究代表者 (又は研究分担者)

所 属 :

役 職 :

氏 名 :

※提出先、提出者については、研究機関で定める

エフォート管理の運用統一に関するFAQ

- Q. 「5. 実施方法（2）エフォートの決定方法」において、「エフォートは、5%から100%までの5%刻みの20段階で設定することを可能とする。」とあるが、1%刻みや3%刻み等で研究者のエフォート管理を行うことはできないのか。
- A. 研究機関において、5%刻みより小さい単位で研究者のエフォート管理を行うことは可能です。ただし、資金配分機関への報告方法等については、資金配分機関により取扱いが異なることがありますので、その指示に従ってください。

東大研資発第 68 号
令和 2 年 10 月 9 日

各部署長 殿

理事（研究担当）
宮園 浩平

競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の
自発的な研究活動等の取扱いについて（通知）

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針（令和 2 年 2 月 12 日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」にて、若手研究者の育成・活躍機会の創出及びキャリアパスの形成のため、各競争的研究費制度で雇用される若手研究者について、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を、プロジェクトの推進に資する若手研究者の自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することを可能とする方針が定められました。本方針を受け、一部の競争的研究費の配分機関では、プロジェクトの推進に資する若手研究者の自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当する場合、研究機関において規則等を定め、実施することが条件とされております。

本学におきましては、本方針に従い別紙 1 のとおり「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施要領」を定めましたので、お知らせいたします。

つきましては、競争的研究費で雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の申請があった場合は、本実施要領に基づき、各部署において手続き等を実施していただくようお願いいたします。

何卒ご理解の程よろしくお願いいたします。

（本件問い合わせ先）
研究推進部研究資金戦略課
内線：22350、20553、21056
科学研究費助成事業に係る問い合わせ e-mail
kakenhi.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp
上記以外の競争的研究費に係る問い合わせ e-mail
kenshi.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

別紙 1

競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施要領

1. 趣旨

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針（令和2年2月12日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」（別紙2）に基づき、若手研究者の育成・活躍機会の創出及びキャリアパスの形成のため、本学における各競争的研究費制度で雇用される若手研究者について、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を、プロジェクトの推進に資する若手研究者の自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動（以下、「自発的な研究活動等」という。）に充当することを可能とする実施方法等を本要領で定める。

2. 本要領の適用開始日

令和2年10月9日から本要領の適用を開始する。

3. 対象とする競争的研究費制度

各競争的研究費制度とするが、詳細については各競争的研究費制度の公募要領等において、雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施が明記されているかを確認すること。

4. 対象者

本実施要領の対象者は、原則として以下の全てを満たす者とする。

- （1）40歳未満の者（ただし、競争的研究費制度の各制度の特性に応じ、40歳以上も対象となる場合があるので、各競争的研究費の公募要領等に記載されている対象者を確認すること）
- （2）研究活動を行うことを職務に含む者

5. 実施条件

原則として以下の全ての条件を満たすこととする。

- （1）プロジェクトで雇用されている、対象者に記載されている条件の研究者（以下、「若手研究者」という。）が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- （2）本学における当該プロジェクトの研究代表者等（研究分担者として当該プロジェクトを受け入れている場合も含む。以下、「研究代表者等」という。）が、当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、若手研究者が所属する部局の長が認めること
- （3）研究代表者等が、当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、若手研究者が所属する部局の長が認めること（当該プロジェクトに従事するエフォートの20%を上限

とする)

(4)若手研究者が自発的な研究活動等の実施に必要な経費(当該若手研究者の人件費を除く)は、雇用されているプロジェクト以外の経費を充てるものとする。

6．従事できる業務内容

上記の5．実施条件の全ての条件を満たした上で従事する自発的な研究活動等とするものとする。なお、申請が必要な従事できる自発的な研究活動等については、若手研究者が自ら獲得した研究費における研究活動に限定するものとする。

7．若手研究者の募集

研究代表者等の部局は、当該プロジェクトの実施のために若手研究者を募集する際に自発的な研究活動等が可能であることや当該プロジェクトの遂行に支障がないと判断するエフォートの目安を示すものとする。

8．申請方法等

本実施要領に基づく自発的な研究活動等の申請方法等については、以下のとおりとする。

(1)申請方法

研究代表者等は、若手研究者より自発的な研究活動等を行いたい旨の申告があった場合は、「当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であること」及び「当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であること」を確認し、若手研究者が所属する部局に別添の「自発的な研究活動等承認申請書」を提出するものとする。

(2)所属部局における承認

若手研究者が所属する部局は、研究代表者等から「自発的な研究活動等承認申請書」の提出があった場合、上記の実施条件に記載されている(1)(2)及び(3)の括弧書きに記載されている「当該プロジェクトに従事するエフォートの20%を上限とする」に該当することを確認し、研究代表者等に当該申請の結果を通知するものとする。

なお、部局において、研究代表者等に通知する当該申請結果を他の方法で代用することも可能とするものとする。

9．活動報告

若手研究者は、自発的な研究活動等における活動期間中の毎年度終了時、及び活動期間終了時に、研究代表者等に活動内容等の報告をする。

研究代表者等は、若手研究者から上記の活動内容等の報告があった場合、別添の「自発的な研究活動等活動報告書」を若手研究者が所属する部局に提出する。

なお、若手研究者の自発的な研究活動等が他の研究費を獲得して行った活動となる場合は、当該制度の実績報告等をもって本報告の活動内容・成果に代えられるものとし、当該制度の実績報告

等の提出期限までに報告することとする。

10 . 活動の支援、承認取消

研究代表者等は、若手研究者の自発的な研究活動等について、必要に応じて、実施状況を把握し当該研究活動等を支援するとともに承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう助言を行う。

なお、当該研究活動等が上記の実施条件に違反していることが確認された場合には、若手研究者が所属する部局は、研究代表者等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができる。

競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の 自発的な研究活動等に関する実施方針

令和2年2月12日
競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 趣旨

科学技術イノベーションを支える人材力を強化するためには、一人ひとりが能力と意欲に応じて適材適所で最大限活躍できる環境を整備することが重要である。

科学技術イノベーションを担うのは「人」であり、世界中で高度人材の獲得競争が激化する一方、我が国において若年人口の減少が進んでいる中、博士課程進学者が減少傾向にあるなど、将来各分野において優秀な研究者の確保が困難になることが予想される。こういった情勢の中、科学技術イノベーション人材の質の向上、能力の発揮が一層重要になってきており、競争的研究費においても若手研究者の育成・活躍促進の観点から制度改革の推進が求められている。本件は若手研究者の研究能力を高め、優れた若手研究者に対して、競争的研究費において雇用されつつ独立した自由な研究環境の下での活躍を推進するものである。

また、若手研究者が自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動を実施することにより、若手自身の能力向上のみならず、元々のプロジェクトの発展への寄与、研究ネットワークの拡大、将来の不安の解消によるモチベーションの向上、キャリアパスとしてプロジェクトが位置付けられ、優秀な人材の確保に繋がる。こうして当該分野の若手研究者を育成、確保することは、雇用元のプロジェクトひいては我が国の研究全体の発展に資するものである。

2. 実施の概要

競争的研究費で雇用されている若手研究者は、当該プロジェクトに従事し、他の研究活動を実施する場合には、当該プロジェクト以外の雇用財源を確保することが必要であるが、現状では他からの財源が確保できない場合があり、一部の実施のみにとどまっている。

若手研究者の育成・活躍機会の創出及びキャリアパスの形成（海外や所属するセクター外での活動を含む。）のため、各競争的研究費制度の目的等に人材育成が含まれる旨を明記し、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者について、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を、プロジェクトの推進に資する若手研究者の自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動（以下、「自発的な研究活動等」という。）に充当することを可能とする。

なお、適用に当たっては、プロジェクトの執行に責任を持つ研究代表者等（研究分担者を含む）（以下、「PI 等」という。）は若手研究者の自発的な研究活動等を積極的に支援することとする。

3. 対象制度

競争的研究費における各制度とする。

4. 対象者

本実施方針の対象者は、原則として以下の全てを満たす者とする。

- (1) 民間企業を除く研究機関において、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される者（ただし、プロジェクトの PI 等が自らの人件費をプロジェクトから支出し雇用される場合を除く）
- (2) 40 歳未満の者（ただし、競争的研究費制度の各制度の特性に応じ、40 歳以上を対象とすることを可能とする）
- (3) 研究活動を行うことを職務に含む者

5. 実施条件

本実施方針の実施条件は、原則として以下の全ての条件を満たすこととする。

- (1) 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- (2) PI 等が、当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること
- (3) PI 等が、当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること（当該プロジェクトに従事するエフォートの 20%を上限とする）

6. 従事できる業務内容

上記 5 の全ての条件を満たす自発的な研究活動等（他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。）

7. 実施方法

本実施方針に基づく自発的な研究活動等の実施方法については、以下のとおりとする。

(1) 公募要領等の記載

各競争的研究費制度の公募要領等において、各制度の目的等に人材育成が含まれる旨とともに、本実施方針に基づき、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者について、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動等に充当することが所属研究機関からの承認が得られた場合、可能である旨を記載する。

(2) 若手研究者の募集

プロジェクトの実施のために PI 等の所属研究機関が若手研究者を募集する際に、自発的な研究活動等が可能であることや当該プロジェクトの遂行に支障がないと判断するエフォートの目安を示す。

(3) 申請方法

申請に関する標準的な手続は、別添の「自発的な研究活動等の承認申請手続」及び「自発的な研究活動等の変更承認申請手続」のとおりとする。

なお、配分機関の求めに応じ、PI 等は、若手研究者による自発的な研究活動等の実施が承認された場合、当該プロジェクトの実施計画等にその旨を記載する。

(4) 活動報告

活動報告に関する標準的な手続は、別添の「自発的な研究活動等の活動報告手続」のとおりとする。

(5) 活動の支援、承認取消

PI 等は、若手研究者の自発的な研究活動等について、必要に応じて、実施状況を把握し当該研究活動等を支援するとともに承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう助言を行う。

なお、当該研究活動等が 5. の実施条件に違反していることが確認された場合には、所属研究機関は、PI 等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができる。

8. 配分機関による対応

配分機関は、若手研究者の自発的な研究活動等の実施状況に疑義が生じた場合に、当該自発的な研究活動等の状況報告を求めることができるとともに、5. の実施条件に違反していることが確認された場合には、研究機関等に対して、当該自発的な研究活動等の是正を求めることや当該研究者に支出した人件費のうち、自発的な研究活動等に係る人件費の返還等、必要な措置を講ずることができる。

9. フォローアップ

内閣府は各府省の進捗状況を把握し、公表するとともに、未対応の制度については、連絡会にてフォローアップしていく。

10. 関係法令との関係

補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）が適用される競争的研究費において、本方針に基づく若手研究者の自発的な研究活動等を実施することについては、同法第 11 条により制限される他の用途への使用には当たらない。

11. その他

本方針に基づき、明確にすべき事項が生じた場合は、必要に応じ FAQ を作成する等に対応することとする。

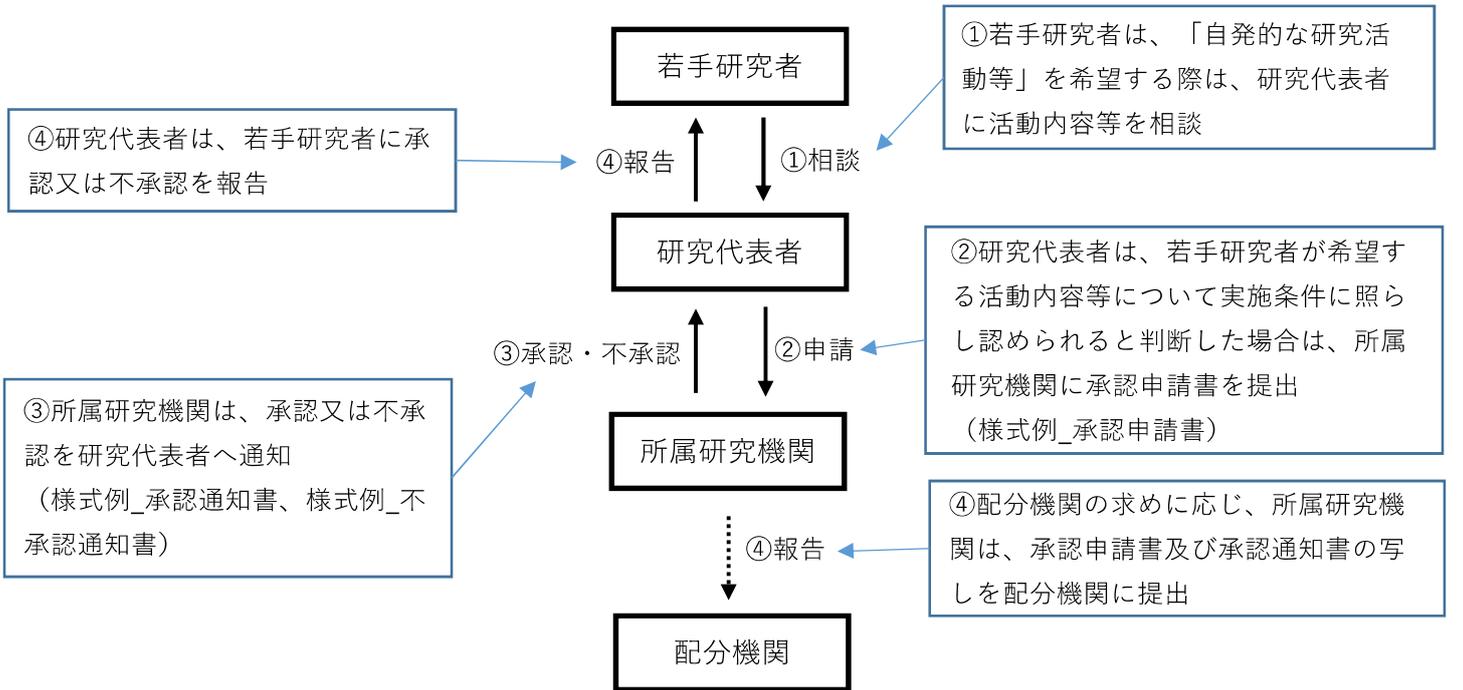
12. 適用開始日

本方針は、令和2年4月以降、新たに公募するものから適用する。

以上

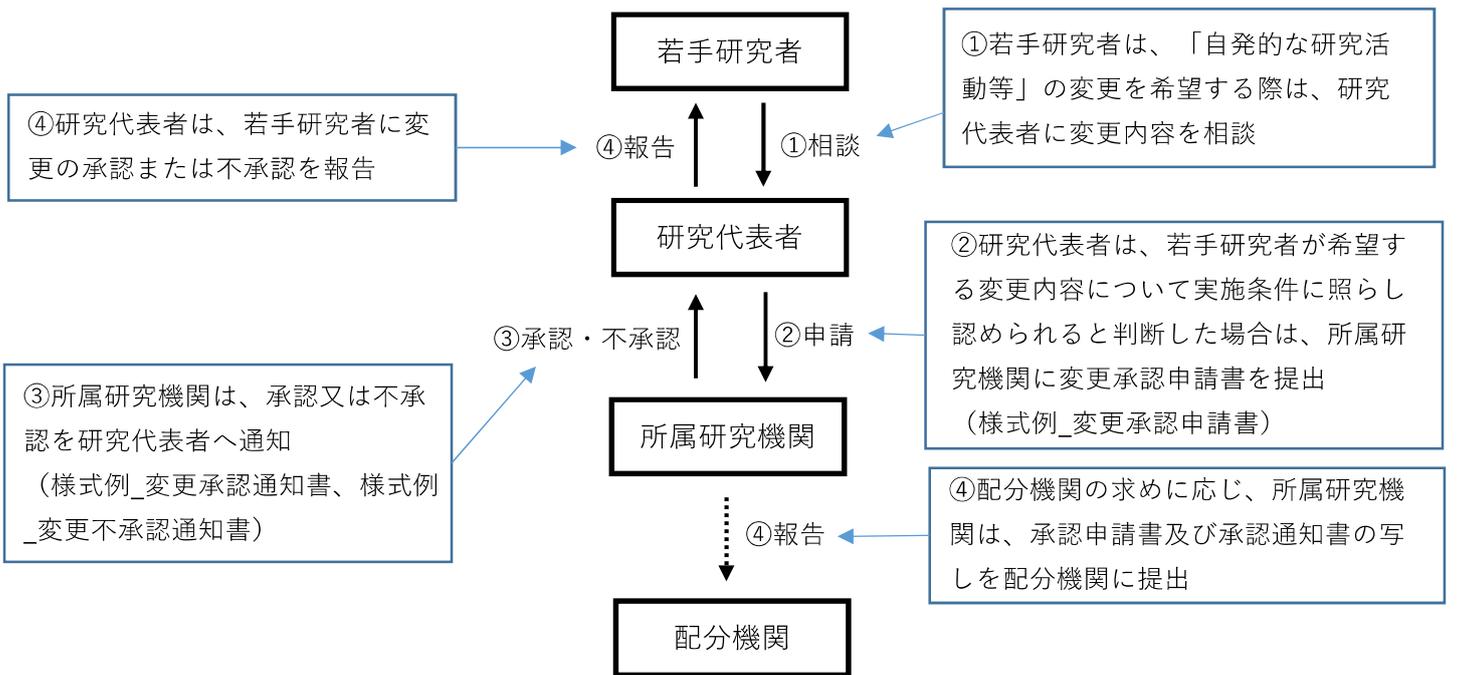
自発的な研究活動等の承認申請手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



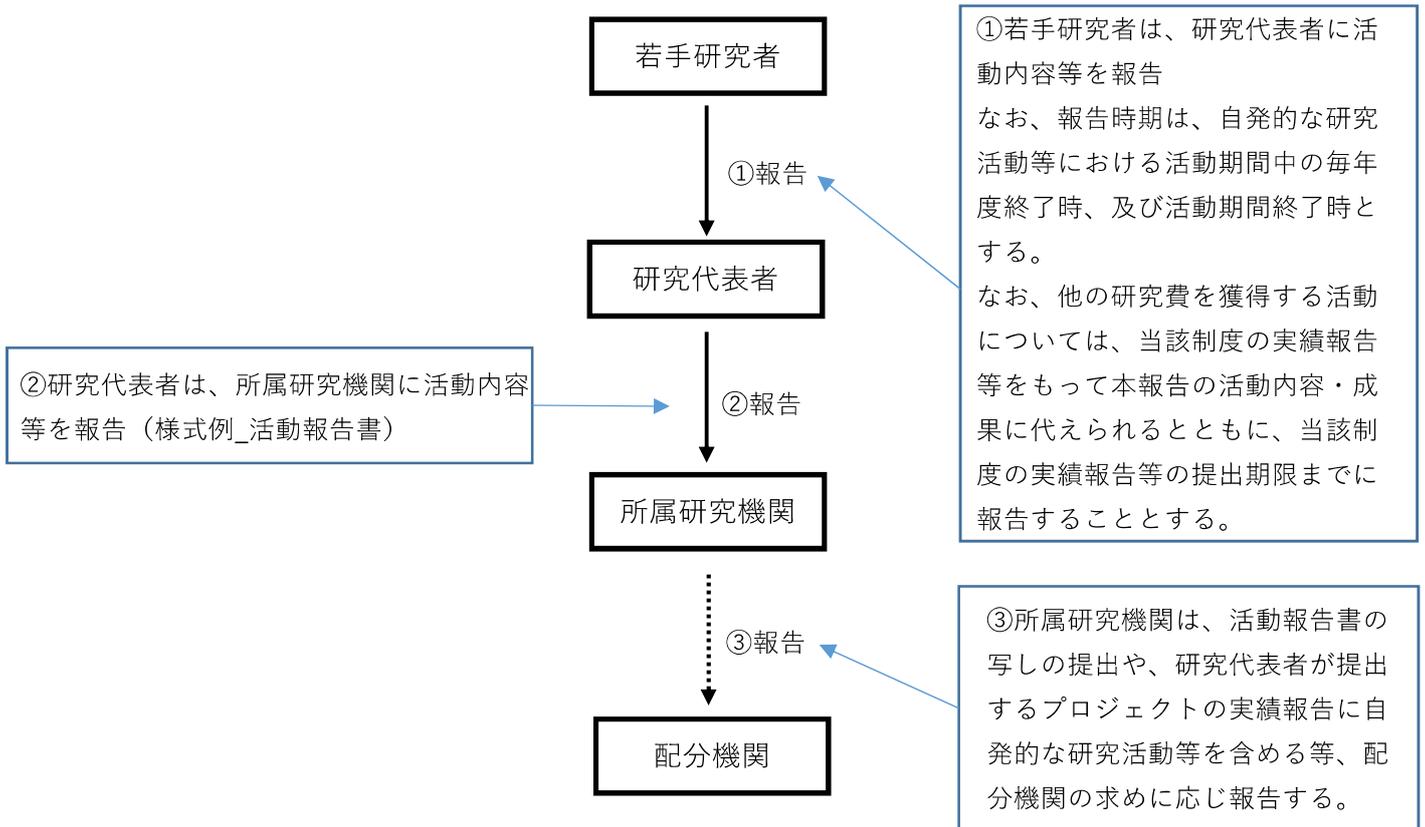
自発的な研究活動等の変更承認申請手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



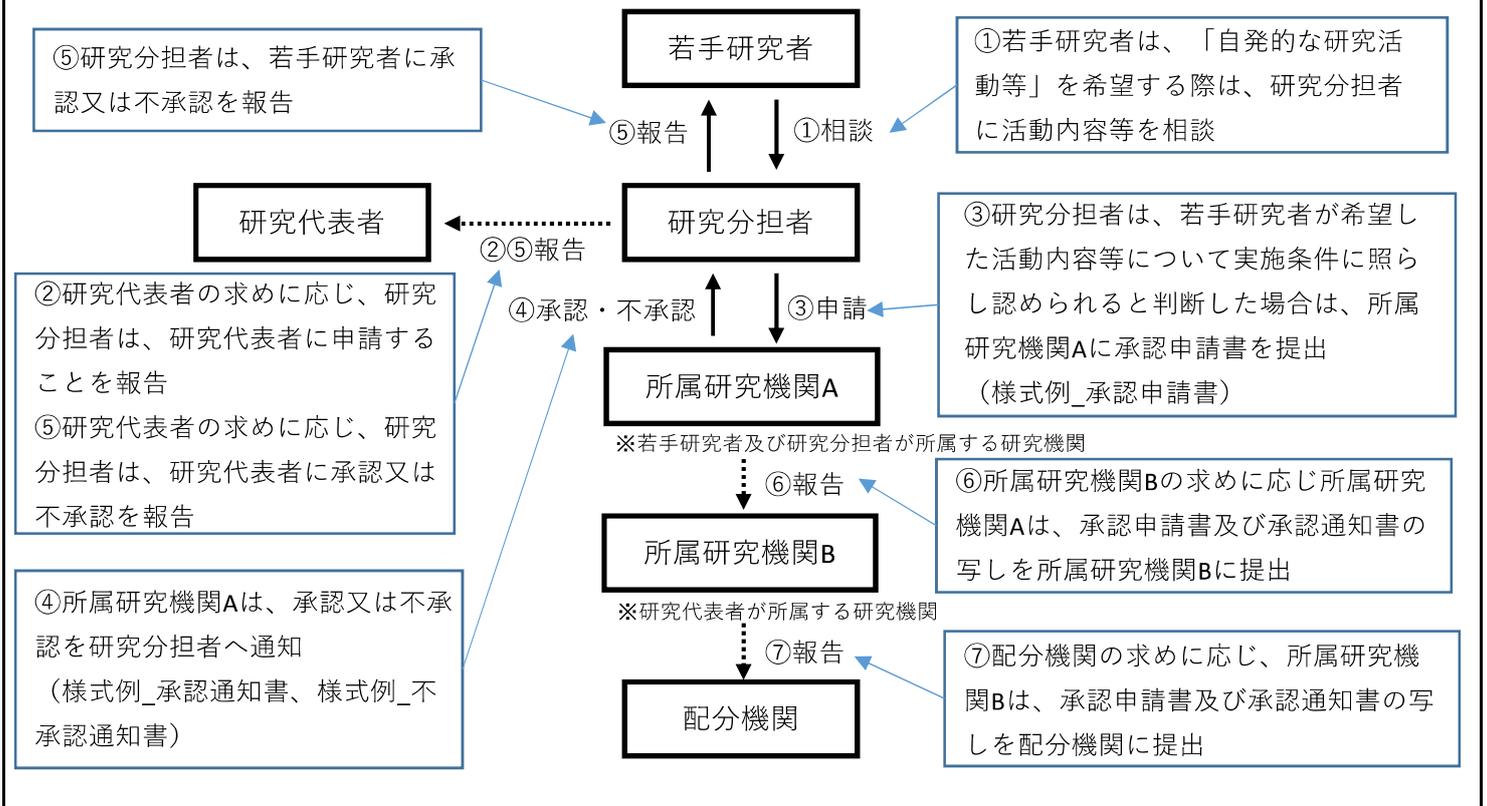
自発的な研究活動等の活動報告手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



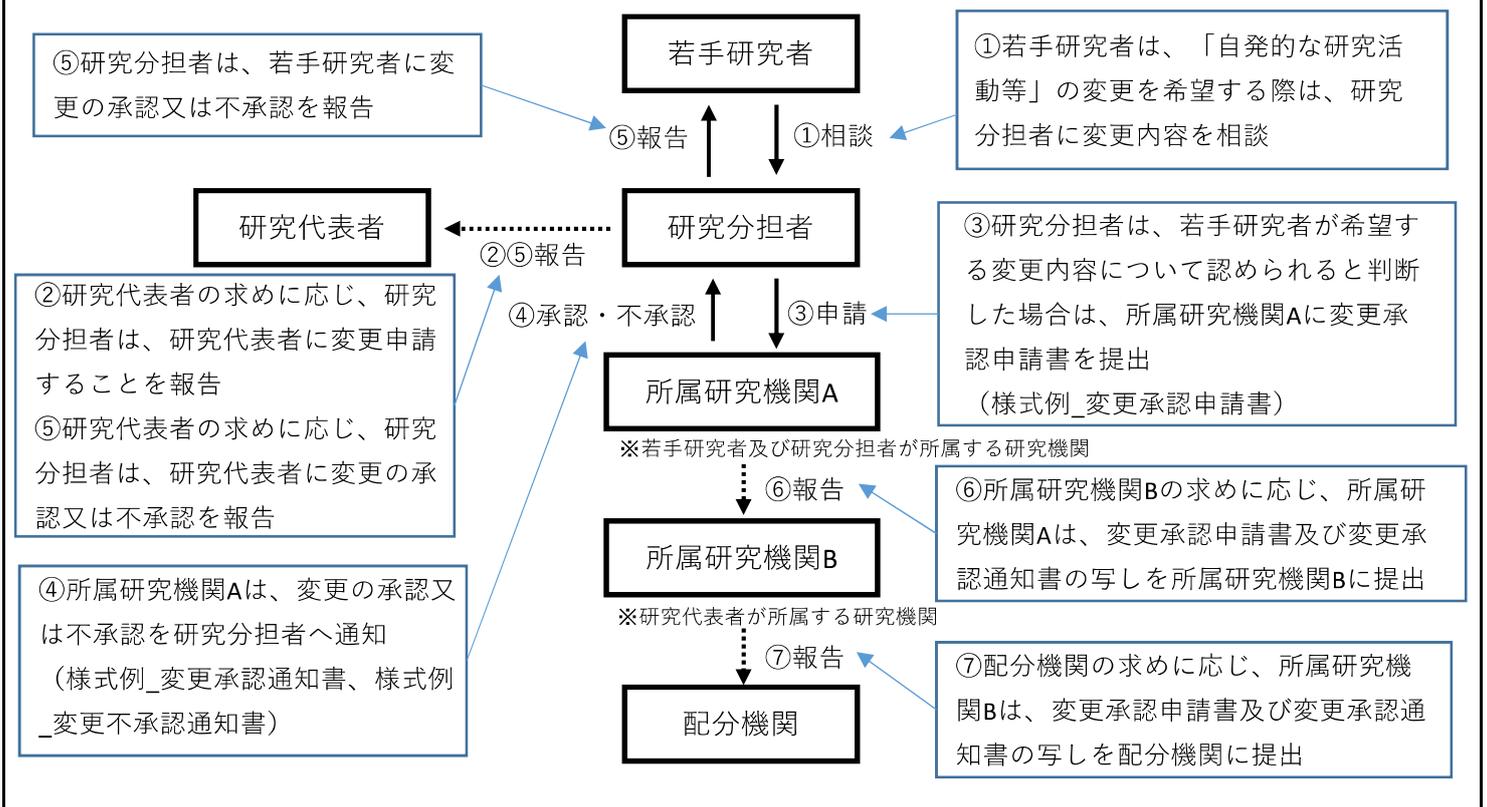
自発的な研究活動等の承認申請手続

(研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



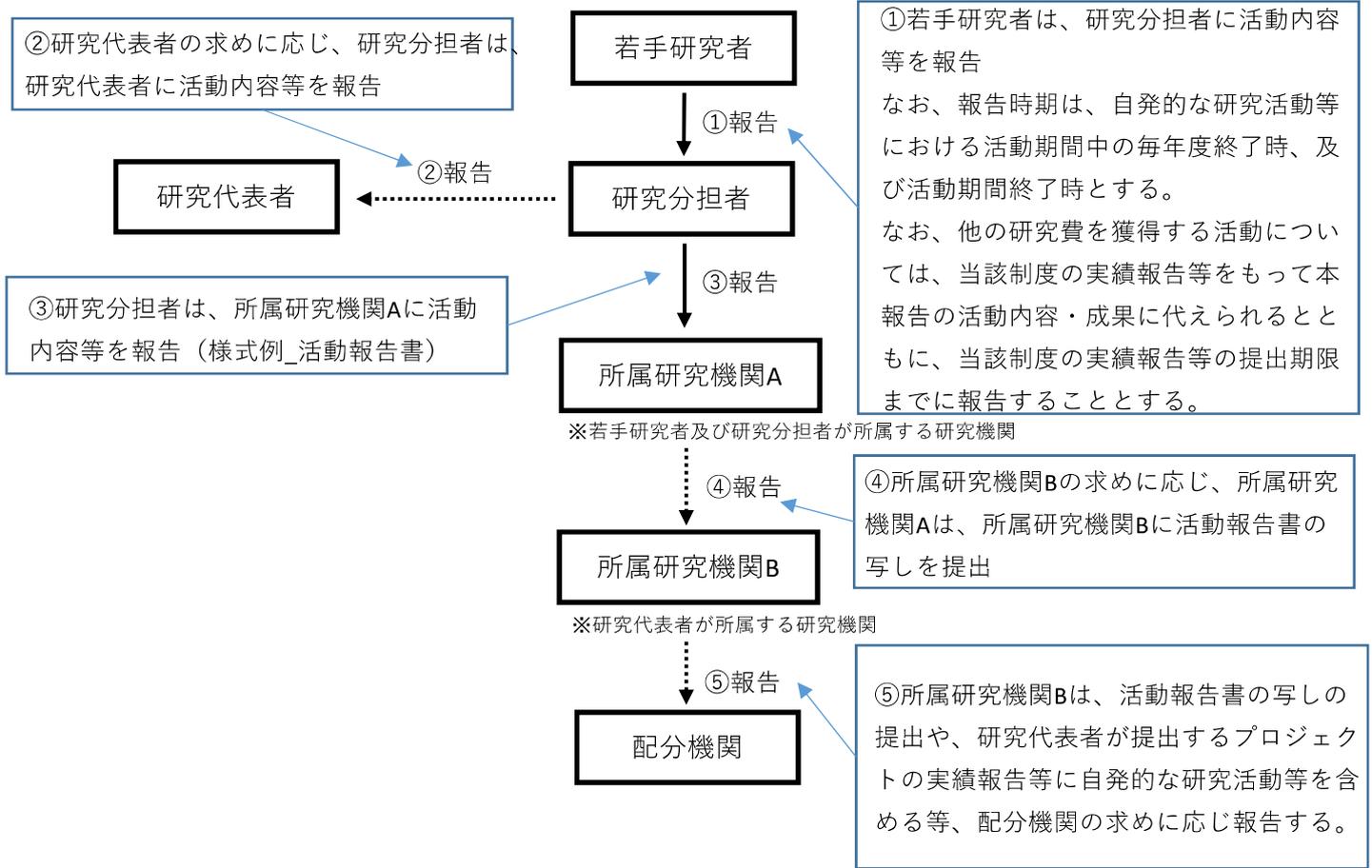
自発的な研究活動等の変更承認申請手続

(研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



自発的な研究活動等の活動報告手続

(研究分担者と同一の所属研究機関に所属する若手研究者の場合)



所属研究機関 殿

プロジェクト名：
研究代表者：
(又は研究分担者)

自発的な研究活動等承認申請書

本プロジェクトにおいて、下記の者が自発的な研究活動等を行うことを希望したため、内容等を確認した結果、当該プロジェクトの推進に資する活動であり、また支障がないと判断したことから申請します。

本 プロ ジ ェ ク ト	
プロジェクト名	〇〇プロジェクト
活動期間	〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで
氏 名 ※自発的な研究活動等を希望する者	〇〇 〇〇
本プロジェクト内で行う研究活動のエフォート	〇% (自発的な研究活動等を含んだ当該プロジェクトの全仕事を100%とし、それに対する自発的な研究活動等を除いた研究活動の割合を記載する。※80%以上)

自 発 的 な 研 究 活 動 等	
活動名	(例) 科学研究費助成事業(科研費) 基盤研究(C)
活動期間	〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで
金額 (年度ごとに記載)	〇〇円(〇年度:〇〇円) ※上記資金からの人件費(給与・報酬等)の受給はない。
活動内容	(例) 日本学術振興会が公募している科学研究費助成事業(科研費)の基盤研究(C)に応募し、当該研究課題に係る研究を行いたい。 研究内容は、〇〇〇・・・
本プロジェクトとの関連性	〇〇〇・・・
自発的研究活動等のエフォート	〇%

※1 若手研究者は、自発的な研究活動等を実施する前に手続きを行う。

※2 複数の自発的な研究活動等を申請する場合は、自発的な研究活動等ごとに記載する。

様式例_承認通知書

年 月 日

研究代表者 殿
(又は研究分担者)

所属研究機関

自発的な研究活動等承認通知書

○年○月○日付けで申請のあった自発的な研究活動等について承認します。

様式例_不承認通知書

年 月 日

研究代表者 殿
(又は研究分担者)

所属研究機関

自発的な研究活動等不承認通知書

○年○月○日付けで申請のあった自発的な研究活動等について、以下の理由により不承認とします。

記

不承認の理由

○○・・・

所属研究機関 殿

プロジェクト名：
 研究代表者：
 (又は研究分担者)

自発的な研究活動等変更承認申請書

○年○月○日付けで承認された自発的な研究活動等について、以下のとおり変更することについて、実施条件に照らし問題ないと判断したため申請します。

1. 変更理由

○○○・・・

2. 変更後の活動内容

本 プロ ジ ェ ク ト	
プロジェクト名	○○プロジェクト
活動期間	○年○月○日から○年○月○日まで
氏 名 ※自発的な研究活動等を希望する者	○○ ○○
本プロジェクト内で行う研究活動のエフォート	○% (自発的な研究活動等を含んだ当該プロジェクトの全仕事を100%とし、それに対する自発的な研究活動等を除いた研究活動の割合を記載する。※80%以上)

自 発 的 な 研 究 活 動 等	
活動名	(例) 科学研究費助成事業(科研費) 基盤研究(C)
活動期間	○年○月○日から○年○月○日まで
金額 (年度ごとに記載)	○○円(○年度:○○円) ※上記資金からの人件費(給与・報酬等)の受給はない。
活動内容	(例) ○月○日付けで承認された活動について以下のとおり変更したい。 日本学術振興会が公募している科学研究費助成事業(科研費)の基盤研究(C)に応募し、当該研究課題に係る研究を行いたい。 研究内容は、○○○・・・
本プロジェクトとの関連性	○○○・・・
自発的研究活動等のエフォート	○%

※ 複数の自発的な研究活動等を実施している場合、変更の有無に関わらず全ての活動内容を記載する。

様式例_変更承認通知書

年 月 日

研究代表者 殿
(又は研究分担者)

所属研究機関

自発的な研究活動等変更承認通知書

○年○月○日付けで変更申請のあった自発的な研究活動等について、承認します。

様式例_変更不承認通知書

年 月 日

研究代表者 殿
(又は研究分担者)

所属研究機関

自発的な研究活動等変更不承認通知書

○年○月○日付けで変更申請のあった自発的な研究活動等について、以下の理由により不承認とします。

記

不承認の理由

○○・・・

所属研究機関 殿

プロジェクト名：
研究代表者：
(又は研究分担者)

自発的な研究活動等活動報告書

○年○月○日で承認された自発的な研究活動等について、以下のとおり活動内容等を報告します。

本 プロ ジ ェ ク ト	
プロジェクト名	○○プロジェクト
活動期間	○年○月○日から○年○月○日まで
氏 名 ※自発的な研究活動等を希望する者	○○ ○○
本プロジェクト内で行う研究活動のエフォート	○% (自発的な研究活動等を含んだ当該プロジェクトの全仕事時間を100%とし、それに対する自発的な研究活動等を除いた研究活動の割合を記載する。※80%以上)

自 発 的 な 研 究 活 動 等	
活動名	(例) 科学研究費助成事業(科研費) 基盤研究(C)
活動期間	○年○月○日から○年○月○日まで
金額 (年度ごとに記載)	○○円(○年度:○○円) ※上記資金からの人件費(給与・報酬等)の受給はない。
活動内容・成果 (本プロジェクトとの関連性については後述)	(自発的な研究活動等の成果) ○○○・・・ ※他の研究費を獲得した活動については、当該制度における実績報告や成果報告を添付することによる報告を可能とする。
本プロジェクトとの関連性	○○○・・・
自発的研究活動等のエフォート	○%

※ 複数の自発的な研究活動等を実施している場合は、自発的な研究活動等ごとに記載する。

競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針について F A Q

このF A Qは「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針（令和2年2月2日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）について関係者の方々により良く理解していただくため、Q & A形式でまとめて掲載するものです。本実施方針の運用にあたり参考にしてください。

また、随時更新していきますので、本実施方針に関してご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先にご質問をお寄せいただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

内閣府 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）

付参事官（イノベーション創出環境担当）付

電話：03-6257-1329

FAX：03-3581-9790

Q. エフォート管理されている者のみが対象となるのか。

A. エフォート管理以外の方法により勤務管理されている者も適用可能です。

時間単位や日管理で勤務管理されている場合、実施方法に沿って、日々の勤務管理において既存の記載・保管する書類に基づき、従事率を管理することとなります。管理方法として、以下の様式例を参考に適切に管理してください。

様式例 自発的な研究活動等従事状況管理表 (2000 年度) 研究代表者 殿													
プロジェクト名			〇〇プロジェクト										
活動期間			2019年4月1日				～			2020年2月28日			
氏名			〇〇 〇〇										
雇用形態			時間管理、日管理										
本プロジェクト内で行う自発的な研究活動等の承認時のエフォート率			〇%										
自発的な研究活動等従事状況 (単位：従事時間)													
業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
当該プロジェクト (自発的な研究活動等を含む) A	130	140	135									405
うち 自発的な研究活動等 B	30	20	25									75
自発的な研究活動等の 当該プロジェクトに対 する割合 (%) C = B / A	24	15	19									19
※従事時間の根拠となる書類（従事日誌等）の写しを添付													
2019年〇月〇日													
若手研究者 所 属 :													
役 職 :													
氏 名 :													

Q. 自発的な研究活動等において、どのような場合、承認取消となるのか。

A. 研究代表者等が該当する若手研究者の自発的な研究活動等（以下、活動という）をモニタリングすることにより、必要に応じて、実施状況を把握し活動を支援するとともに、承認された活動が適切に実施されるよう助言を行うこととなります。

承認された活動内容と実際の活動内容が異なる場合、活動していることが確認できない場合、承認されたエフォート率（従事率）に対し、大幅に異なる場合等においては、所属研究機関は、研究代表者等と相談のうえ、若手研究者の活動が適正に実施されるよう是正させることができる。なお、是正を促したにも関わらず、是正されない場合は、活動を中止（承認取消）させることができます。

Q. 若手研究者の自発的な研究活動等の成果に対する責任は、どのようになるのか。

A. 若手研究者による自発的な研究活動等の実施やその成果の公表等に係る見解や責任は、若手研究者自身に帰属します。

Q. 変更承認申請書は、どのような場合に提出が必要となるのか。

A. 若手研究者の自発的な研究活動等の内容が変更になる場合、変更承認申請が必要になります。ただし、以下の場合、変更承認申請の必要はありません。

- ・他の研究費を獲得する活動について、金額の査定等の研究費支出元の都合による金額の増減があった場合
- ・他の研究費を獲得する場合について、当該研究費のルールにおいて軽微な変更として申請を要しないとされている変更を行う場合

【別添 2-2】

事 務 連 絡
令和 2 年 1 0 月 1 2 日

各部局科研費担当係 御中

研究資金戦略課

競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の
自発的な研究活動等における科研費応募資格の取扱いについて

この度、令和 2 年 1 0 月 9 日付東大研資発第 6 8 号理事（研究担当）通知「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の取扱いについて（通知）」が発出されたところでございますが、特定有期雇用教職員及び特定短時間勤務有期雇用教職員（以下、「有期雇用教職員」という。）のうち、研究に従事する職の者が当該通知により自発的な研究活動として科学研究費助成事業へ応募（受給）する際においては、「科学研究費補助金の応募資格に関する内規（平成 1 6 年 9 月 1 7 日総長裁定）（以下、「内規」という。）」第 4 条第 1 項第 2 号の確認が必要となります。

内規第 4 条第 1 項第 2 号に定める「競争的資金、共同研究費及び受託研究費等の資金により雇用されている有期雇用教職員については、当該研究契約の相手方に科学研究費補助金（知的財産権の帰属を含む。）について確認した文書」については、各配分機関が定める使用ルール等及び部局長承認済みの「自発的な研究活動等承認申請書」を以て変えることを可能としますが、自発的な研究活動の申請、承認は、研究活動の開始時に行うことが可能となっていることから、特に応募時においては、予め雇用経費の確認及び当該通知による自発的な研究活動の実施であることを確認してください。

なお、事前確認にあたっては、別紙参考様式「若手研究者の自発的な研究活動等における科研費応募資格に関する確認書」を参考に各部局の実情に合わせてご確認いただきますようお願いいたします。

（本件に関する問い合わせ先）

研究推進部研究資金戦略課

担当：花島（内線 20553）

E-mail : kakenhi.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

別紙参考様式

年 月 日

若手研究者の自発的な研究活動等における科研費応募資格確認書

部局長殿

プロジェクト代表者名

下記の者が、科学研究費助成事業の研究代表者または研究分担者として事業を実施する際には、令和2年10月9日付東大研資発第68号理事（研究担当）通知「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の取扱いについて（通知）」及び同通知別紙1「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施要領」に従い、「自発的な研究活動等承認申請書」を提出し承認を受けるものとします。

記

自発的な研究活動等を希望する者の氏名：

雇用事業名：

雇用プロジェクト名：

（科研費については研究種目、課題番号を記載すること。）

以上

科学研究費補助金の応募資格に関する内規

平成16年9月17日

総長 裁定

改正 平成22年 9月28日

改正 平成22年12月22日

改正 平成25年10月 3日

改正 平成28年 4月 1日

改正 平成31年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この内規は、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会の定める科学研究費補助金公募要領に基づき、国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）における科学研究費補助金に係る応募資格について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において、「科学研究費補助金」とは、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が所掌する科学研究費補助金の研究種目のうち、特別研究員奨励費、研究成果公開促進費及び奨励研究を除いたものをいう。

2 この内規において、「部局」とは、東京大学基本組織規則(平成16年4月1日東大規則第1号)に規定する附属図書館、文書館、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる東京カレッジ及び研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設、連携研究機構、教育研究部局、医学部附属病院並びに同規則第13条及び第18条の規定に基づく室等をいい、「部局長」とは、その長をいう。

(応募要件)

第3条 科学研究費補助金の応募資格者は、次のとおりとする。

- (1) 教授、准教授、講師、助教及び助手
- (2) 特定有期雇用教職員及び特定短時間勤務有期雇用教職員（以下「有期雇用教職員」という。）のうち、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教、特任研究員その他本学の研究活動に従事する者
- (3) 技術職員
- (4) 名誉教授
- (5) 東京大学特別研究員（東京大学特別研究員受入れ実施要項（平成20年9月19日総長裁定）に規定する東京大学特別研究員をいい、外国人特別研究員であるものを除

く。以下同じ。)

(6) その他総長が認める者

(応募資格の承認等)

第4条 前条第2号から第5号までの規定により応募資格の承認を受けようとする者は、次の各号に定める書類を部局長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 有期雇用教職員については、科学研究費補助金に応募しようとする研究課題が雇用元経費である研究プロジェクト等に直接関連を有する研究課題であることの本人の説明書
- (2) 競争的資金、共同研究費及び受託研究費等の資金により雇用されている有期雇用教職員については、当該研究契約の相手方に科学研究費補助金（知的財産権の帰属を含む。）について確認した文書
- (3) 技術職員については、本人の説明書及び所属する専攻長等の意見書
- (4) 名誉教授については、応募しようとする研究課題について、実際に本学において研究できる環境にあり研究活動に従事することを確認した文書
- (5) 東京大学特別研究員については、応募しようとする研究課題について、実際に本学において研究できる環境にあり研究活動に従事することを確認した文書

2 前条第6号の規定により応募資格の承認を受けようとする者は、別に定める様式を部局長に提出しその確認を得た上で、総長による承認を受けるものとする。

3 第1項により提出した書類については、科学研究費補助金の応募書類を提出する際に、併せて、その写しを提出するものとする。

(異動後の取扱い)

第5条 前条第1項の規定により応募資格の承認を受けた後に部局を異にして異動した場合における応募資格については、当該異動先部局長の判断によるものとする。

(発明等の取扱い)

第6条 本内規により科学研究費補助金の交付を受け行った研究により発生した知的財産権は、東京大学発明等取扱規則（平成16年4月1日東大規則第130号）その他の規則により取り扱うものとする。

2 第3条第4号及び第6号において、本学と職務関連発明につき契約がなされていない者は、科学研究費補助金に応募する前に、東京大学発明等取扱規則その他の規則に従う旨を確認した文書を本学に対して提出することとする。

(事務処理)

第7条 本内規に関する事務処理は、本部研究資金戦略課において行う。

附 則

この内規は、平成17年度の応募課題から適応する。

附 則

この裁定は、平成22年9月28日から実施する。

附 則

この裁定は、平成23年1月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成25年10月3日から実施し、改正後の科学研究費補助金の応募資格に関する内規の規定は、平成25年9月1日から適用する。

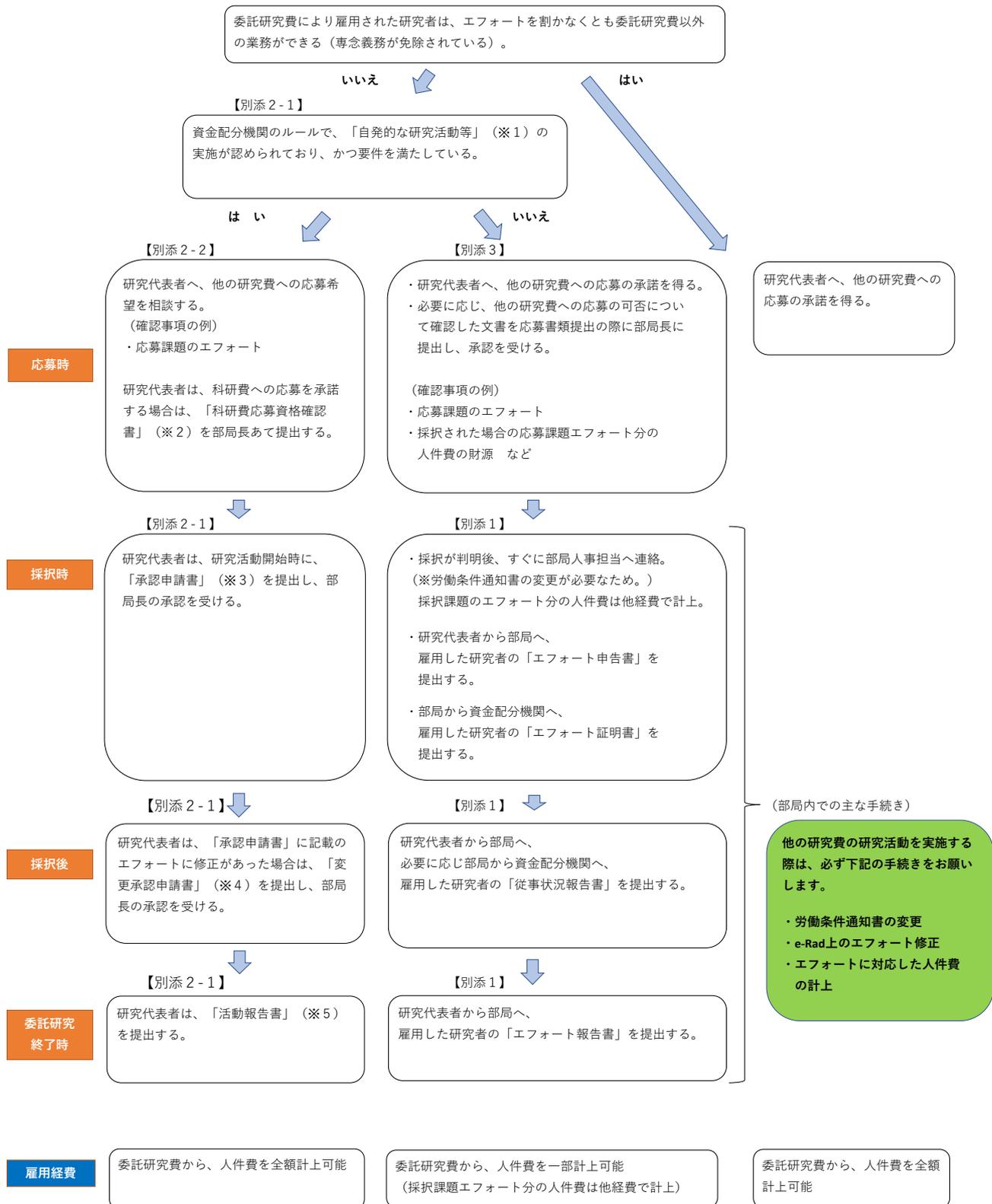
附 則

この裁定は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この裁定は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 この裁定の実施の日から平成33年3月31日までの間における第2条第2項の規定の適用については、同項中「文書館」とあるのは、「文書館、東京大学基本組織規則の一部を改正する規則（平成30年4月26日東大規則第3号）附則別表に掲げる全学センター」とする。

(例) 委託研究費により雇用された研究者が、他の研究費に応募する際の確認フロー



(※1) 競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等
 (※2) 若手研究者の自発的な研究活動における科研費応募資格確認書
 (※3) 自発的な研究活動等承認申請書
 (※4) 自発的な研究活動等変更承認申請書
 (※5) 自発的な研究活動等活動報告書